

第28回復興推進委員会  
議 事 録

## 第28回復興推進委員会

1. 日 時 平成31年 1月21日 (月) 15:30~17:00

2. 場 所 中央合同庁舎 4号館 4階共用第2特別会議室

### 3. 議 事

(1) 復興庁からの説明

○「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて(骨子案)」

(2) 3県からの報告・意見

(3) 意見交換

(4) 有識者からのヒアリング

・一般社団法人パーソナルサポートセンター理事 菅野 拓 氏

(5) 有識者からのヒアリング

・株式会社バンザイファクトリー代表取締役 高橋 和良 氏

(6) 意見交換

4. 議事録 次頁以降のとおり

### 5. 出席委員(敬称略)

伊藤 元重(委員長) 学習院大学国際社会科学部教授、東京大学名誉教授

秋池 玲子(委員長代理) ポストンコンサルティンググループ

シニア・パートナー&マネージング・ディレクター

岩渕 明 岩手大学学長

鈴木 正晃(内堀委員代理) 福島県副知事

大山 健太郎 アイリスオーヤマ株式会社代表取締役会長、仙台経済同友会代表幹事

白根 武史 トヨタ自動車東日本株式会社取締役社長

白波瀬 佐和子 東京大学副学長、同大学院人文社会系研究科教授

千葉 茂樹(達増委員代理) 岩手県副知事

田村 圭子 新潟大学危機管理本部危機管理室教授

災害・復興科学研究所(兼務)教授

中田 俊彦 東北大学大学院工学研究科教授

松本 順 株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

村井 嘉浩 宮城県知事

若菜 千穂 特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター常務理事

○伊藤委員長

それでは、ただいまより第28回「復興推進委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、菊池委員、中田スウラ委員、内堀委員、達増委員が御欠席でございます。

また、秋池委員長代理は所用により4時ごろに御退席予定でございます。

なお、岩手県からは千葉副知事、福島県からは鈴木副知事にお越しいただいております。

それでは、本日御出席いただいております政府側の出席者を紹介させていただきたいと思っております。

渡辺復興大臣でございます。

浜田復興副大臣でございます。

安藤復興大臣政務官でございます。

石川復興大臣政務官でございます。

白須賀復興大臣政務官でございます。

なお、白須賀復興大臣政務官は公務のため、途中退席される御予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。今回より、本委員会は2部構成といたしたいと思っております。第一部におきましては、これまで通り、東日本大震災からの復興にかかわる施策等につきまして、調査審議を行うこととしております。

一方で、発災から8年近くが経過する中で、復興に関して蓄積されたさまざまなノウハウを共有し、展開していくことが重要になってきております。このため、第二部におきましては、復興に係る優良事例のヒアリングを行うこととしたいと思っております。

本日は、第一部として、まず「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて、骨子案を御説明いただきます。続きまして、本日御出席の村井知事、千葉副知事、鈴木副知事から、それぞれ御報告、御意見をいただきたいと思っております。そこで意見交換の時間を設けさせていただき予定でございます。

第二部としては、一般社団法人パーソナルサポートセンター理事の菅野拓氏から、被災時の生活再建支援について、また、株式会社バンザイファクトリー代表取締役の高橋和良氏から、地域復興の取組についてお話をいただき、それぞれ各委員から御意見をいただきたいと思っております。

それでは、初めに「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて、骨子案を復興庁から、説明をお願いしたいと思います。

○末宗統括官

それでは、資料1-1に沿って御説明申し上げます。

「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】」という

こととございます。既に事前にお送りしておりますので、時間の関係上、簡潔に御説明申し上げます。

まず、この基本方針でございますけれども、現行の基本方針において復興施策の進捗状況等を踏まえ、3年後に見直しを行う。今、その3年後が近づいてきておりますので、今回、見直しを行うというものでございます。

全体の構成でございますけれども、1ページから8ページまでが現行の「復興・創生期間」内の記述でございます。9ページ、10ページ、11ページ、9ページの冒頭、5とありますけれども、これが「復興・創生期間」後における復興の基本的方向性ということで、かねてより大臣のほうから方向性を示していくというように申し上げておりますが、その内容でございます。

それでは、1ページから簡潔に御説明しますが、まず1ページから8ページまでは現行との主な変更点を中心に申し上げます。

(2)の政府の基本姿勢ということでございますけれども、地震・津波被災地域において地域ごとに復興の進捗状況は異なることから、おこなっている地域の復興の加速化、復興の総仕上げに向けて地方創生のモデルとなる復興の実現を目指す。

一方で、福島の原子力災害被災地域は本格的な復興に向けて避難指示解除の生活環境整備等々を進め、福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して国が前面に立って取り組むという基本的な姿勢を記述いたしてございます。

2ページの(2)の「①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備」のところの1つ目のポツでございますけれども、岩手県、宮城県において「復興・創生期間」中に仮設生活の解消を目指すということを掲げております。

3ページの中ほど(3)の「②観光の振興」でございますけれども、29年の東北6県の外国人宿泊者数は約100万人泊であり、32年度までにこれを150万人泊とする目標に向けてインバウンド等の推進を書いております。

4ページ「②放射性物質の除去等」でございますして、30年3月までに面的除染が完了した旨を書いた後、33年度までに県内に仮置きされている除去土壌等のおおむね搬入完了を目指す。これに先立ち、32年前半には幹線道路沿いや身近な場所からの仮置き場をなくすことを目指すという目標を明記しております。

5ページの避難指示解除と帰還に向けた取組の中の上から4つ目のポツのところでございますが、事故から6年後である29年4月までに、大熊・双葉を除いた9市町村において帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除を実現した。残された地域については、遅くとも31年度末までに避難指示解除に向けて取り組む。

次のポツでございますが、帰還困難区域については5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として復興再生拠点区域を設定して推進をしている。

5ページの下④の福島イノベーション・コースト構想については、その進展状況に応じて内容を修正いたしております。

7ページをお開きください。「3. 復興の姿と震災の記憶・教訓」の(2)東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019を新たに項立てしたところがございます。

9ページ以降ということになってまいりますけれども、基本的方向性ということで、これについては上から3行目に「復興・創生期間」後も対応が必要な課題の整理、30年12月18日復興大臣決定に示されているようにということで、期間後の対応が必要な課題があるとの認識を示しております。

今、申し上げた課題の整理というので資料1-2の横紙を御覧いただきたいのですが、これを昨年12月18日、復興大臣決定をしたところでございます。大きく地震・津波被災地域が左側、右側が原子力災害被災地域ということで、そこに記述してございますように地震・津波で申し上げますと上から2つ目のポツにありますように、被災者の見守り、心のケア、コミュニティーの形成、被災した児童生徒の支援など、一定期間、対応が必要な項目を並べております。右側の原子力災害被災地域は、中長期対応が必要であり、国が前面に立って取り組むということで帰還促進のための環境整備、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業者・農林水産業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーションなどについて対応が必要だというまとめをいたしました。

それを踏まえまして、資料1-1の9ページにまたお戻りいただきまして、今の課題の整理をベースに、9ページ以降も書いてございます。

まず(1)の「地震・津波被災地域」ということで、中ほどの3つ目のポツの4行目ぐらいからですが、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、過去の大規模災害の例等を踏まえ、期間後も対応が必要な事業を整理し、速やかな復興の完了に向けた支援のあり方を検討していくという「速やかな復興の完了に向けた」という方向感も記述をしているところでございます。①～⑦の項目を列挙させていただいております。

(2)は「原子力災害被災地域」でございますが、こちらについては2つ目のポツにありますように中長期対応が必要ということで、国が前面に立って取り組むということでございまして、その次のポツのところは先ほどのところとは若干表現が違いまして、「復興・創生期間」後も対応が必要な事業を整理し、支援のあり方を検討していくということで、事故収束、環境再生、帰還促進・生活再建、イノベーション・コースト、次のページの事業者・農林漁業者の再建、風評払拭・リスクコミュニケーション、地方単独事業等を幅広く列挙しているところでございます。

加えまして、(3)で「復興を支える仕組みについて」、現行の仕組みを書いた上で、今後、復興施策の進捗状況、効果検証等を踏まえ、復興を支える仕組みのあり方について検討する。

(4)の後継組織につきましても、1つ目のポツで現行の仕組みを記述した上で、同様に後継組織のあり方について検討するというようにしているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、村井知事、千葉副知事、鈴木副知事から御報告あるいは御意見をお願いしたいと思います。

初めに、村井宮城県知事からお願いいたします。

○村井委員

宮城県の村井でございます。

皆様のお手元に、左上に「資料2-1①」という資料、こういう資料がございますが、これを御覧いただきたいと思います。

この資料は、先月、12月12日に渡辺復興大臣宛てにお渡しした資料でございます。宮城県の要望事項を記入しております。この8年間、復興庁をはじめとする多くの支援のもとで復興事業は着実に進展をしております。ほとんどの事業は「復興・創生期間」内で完了が見込めるような状況になりました。ありがとうございます。しかしながら、どうしても10年という期間では区切ることのできない一部事業が残ることはやむを得ないものと考えてございます。そこで、この要望をいたしました。

時間の関係で詳しい説明は省略をいたしますが、ハード事業の完遂、人材確保、被災者の心のケア、沿岸部の産業再生に加えまして、被災した市町から強い要望がございました災害公営住宅の家賃低廉化であったり、地方税の減収補填等につきましても要望させていただきました。

今、復興庁から御説明のございました復興の基本方針、骨子案につきましては、こうした内容がしっかりと網羅されてございますので、この内容について異論は全くございません。今後、具体的な制度設計をする際には、さらに被災地の現状、要望等を丁寧に酌み取っていただきますよう、大臣にお願い申し上げる次第でございます。

なお、復興庁の後継組織についてでございますが、これまで東日本大震災からの復興に際して、復興庁が果たしてきた大きな役割を鑑みますと、こうした機関、組織が大規模災害時には不可欠であることは明白であるとともに、何らかの形で平常時にも存続することは、今後も復興の取組が続く被災地として大変心強いと考えてございます。また、沿岸の市町からは、復興に必要な国の支援が着実に実施されることを前提として、復興庁が有する省庁横断的な企画調整機能や被災自治体の一元的な窓口機能は、引き続き必要であるという声が寄せられておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、千葉岩手県副知事からお願いします。

#### ○千葉岩手県副知事

岩手県の副知事を務めています千葉でございます。

本日、知事が出席できなくなりましたので、代理で出席をさせていただいております。

まず復興庁におかれましては、昨年12月に公表されました『復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理』や、先ほど御説明いただいた基本方針の見直しの骨子案における、『復興・創生期間後の復興の基本的方向性』について、本県の意見も数多く盛り込んでいただき、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、これらに盛り込まれた項目について、改めて本県の状況を報告させていただきます。

それでは、資料2-2を御覧願います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧願います。

被災者のこころのケアにつきましては、今も支援ニーズが高く、「復興・創生期間」終了後においても引き続き対応が必要なものと考えております。また、昨年6月の外部有識者の方々による行政事務レビューのコメントにおきましては、こころのケアは将来的には市町村が行うべきものという意見もございましたが、本県の沿岸被災市町村におきましては、精神保健医療体制が極めて脆弱であることから、県が全県的に関与して取り組んでいるところでございます。

被災者のこころのケアにつきましては、「復興・創生期間」終了後におきましても取組を継続するために、長期的かつ安定的な事業運営が可能となる確実な財源措置が必要と考えております。

2ページ目を御覧願います。次に、児童生徒の心のサポートの継続についてでございます。沿岸地域におきましてはサポートを要する児童の割合が内陸に比べて高い状況にありまして、引き続き児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を継続する必要があるものと考えております。また、児童生徒の抱えているストレスの原因が被災経験によるものから大震災津波に起因する児童生徒を取り巻く環境によるものへと多様化してきております。

こうした問題に中長期的に取り組むため、スクールカウンセラー配置に係る財政支援や教職員の加配措置の継続が必要と考えております。

3ページ目を御覧願います。次に、面整備後の再建支援についてでございます。大規模なかさ上げや高台移転を要する地域におきましては、一部の箇所において復興まちづくりの面整備の完了時期が2020年度第4四半期となる見込みであることから、その後の住宅再建や商業者等の本設移転が2021年度以降となることを見込まれます。

これらの被災者に対する支援の継続のため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業や復興特区における国税の特例措置、地方税の課税免除等に係る震災復興特別交付税に

よる補填措置の継続が必要と考えております。

4 ページ目を御覧いただきたいと思っております。原子力災害に起因する風評被害対策事業につきましては、放射性物質の影響への不安により、被災地の食品の購入をためらう消費者が未だに一定程度おられるということで、県、市町村、生産者団体等が行います風評被害対策に係る経費に対する継続的な御支援が必要でございます。

また、復興の推進に必要な財源の確保及び復興庁の後継組織についてでございますが、「復興・創生期間」後におきましても、引き続き復興に必要な財源と施策の着実な推進のための体制整備をお願いいたします。

最後に、復興の基本方針の見直しに当たりましては、ただいま申し上げました本県の状況についても十分御配慮いただければ幸いです。

以上でございます。ありがとうございました。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に、鈴木福島県副知事、お願いします。

#### ○鈴木福島県副知事

福島県の鈴木でございます。どうもよろしく申し上げます。

皆さんにおかれましては、福島県の復興に多大なる御尽力をいただいておりますこと、改めて感謝を申し上げます。

本日は、福島県の復興の取組状況について説明をさせていただきます。

資料2-3の1ページを見ていただきたいと思っております。

①にありますように、特定復興再生拠点区域につきましては、計画認定を受けました6町村全てで除染が開始されております。

②のように避難解除区域においても商業施設が開所するなど、生活環境の整備が進展しております。

③にありますように、県産農産物の第三者認証、GAP取得の取組が進んでいるほか、世界水族館会議、ニューヨークにおける日本酒アンテナショップ開設など、国内外へ積極的に情報発信しているところであります。

④にありますように福島ロボットテストフィールドの整備も着実に進んでいるほか、技術開発、産業集積に向けた取組を進めているところでありまして、福島県の復興は着実に進んできております。

2ページをご覧ください。一方で、重い課題もまだまだ山積しております。

①にありますように福島第一原発の廃炉、これは30年から40年という長い取組が必要になります。廃炉が安全かつ着実に進められることが福島県復興の大前提となります。

また、②にありますように、いまだ4万人を超える県民が県内外に避難生活を続けておりまして、帰還率も地域によって大きく差が生じております。

③にありますように教育旅行について回復傾向にありますが、震災前の7割弱にとどまる、まだまだ厳しい状況にあります。

④、米、桃、肉用牛などにつきましても、震災以降、全国平均との価格差が広がっておりまして、まだ回復に至っておりません。

このようなことを踏まえまして、復興の基本方針骨子案について3点ほど申し上げたいと思います。

1つ目は、避難地域の復興及び避難者の支援でございます。帰還困難区域、全ての地域において避難指示が解除できますよう、長期にわたる支援をお願いするとともに、市町村が抱える課題にきめ細かく対応していただきたいと思っております。また、避難者等に寄り添った対応を継続し、一日も早く生活再建をできるよう、支援をお願いします。

2点目は、風評・風化対策であります。昨年の台湾における輸入規制の継続など、まだまだ根強く残る風評の払拭、それから、急速に進む風化防止のため、継続的な取組をお願いしたいと思っております。

3点目は、ポスト復興・創生です。10年間で終わらない福島の復興・創生に福島県民が安心して取り組みますよう、震災復興特別交付税による財源措置も含め、十分な財源をしっかりと確保していただきたいと思っております。また、後継組織の検討に当たりましては、復興をなし遂げるまで責任を果たすことのできる体制を確保していただくよう、お願いしたいと思います。

私からは以上であります。ありがとうございます。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

渡辺大臣は公務のため、ここでしばらく席を外されます。よろしく申し上げます。

(渡辺復興大臣退室)

○伊藤委員長

それでは、これまで復興庁及び3県から御報告、御意見をいただきましたが、委員の皆様から御自由に御意見をいただきたいと思っております。どなたからでもどうぞ。

では、中田委員、どうぞ。

○中田俊委員

説明ありがとうございました。

今回、今後について非常に明確な整理、分析を始めている、また、資料として問題意識

が共有できると思いました。地域の軸であれば資料1-2にあるように、主に東北3県の中で共通しているのが地震・津波被災地域であるし、それに加えて福島は2の原子力被害の被災がさらに相乗的に入っていることを明確に整理できたと思えます。

さて、もう一つ大事なのは時間軸だと思います。今は、復興庁は10年という想定でしたので、8年前の大きな災害の復旧・復興ということを当初の目的にしていたわけです。それに対して、今日の見通しが出てきたわけです。

一方で、この8年間、日本の社会全体、国際社会の激動も進んでいまして、8年前に被災地でない人たちであっても今後の見通し、あるいは課題の設定に大きく今、悩んでいる時期だろうと思えます。ですから、前者を動的な災害の地域破壊に対しての復旧とすれば、後者は一見静的な動きであるのですが、日本の地域社会が共通して持ちつつある自覚を、どう特に被災地は先取りしてその解決のためのすべを生かしていくのかという時期に差しかかっている、これはあと2年という話ではなくて、大変重要な問題だと思います。

そして、特に後者の目標の価値観として持続可能な地域社会とこの資料にも書いてありますが、これの国連のSDGsにもあるのですが、被災地の新たな基軸をつくっていく大変難易度が高いけれども、非常にやる気のある前向きな課題に直面していると思えました。

一方で、その解決としては、東北の被災地の人を感じているのは、今までは主に江戸から明治、昭和にかけて作り上げた社会、140年の歴史がある生業が自然災害によって大きく破壊されて、その復旧に当たっては、ともすると古い組織の慣性によって従前の価値観に戻るものもあれば、その中で、今日、出てくるような新たな担い手が従前の価値観に乗らない新たな地域軸、地域の価値観を創出していく、その試行錯誤が今、続いているのかと思えました。

私自身は、今日の資料の後半にもありましたけれども、どういう支援の仕方がいいのかを検討していく、あるいはどのような地域社会をつくっていくのかをこれから地域に寄り添って考えていくという解決策の、具体性はないのですがそれをしっかりとこれから2年、3年かけて地域の人を主体につくっていくという、ようやくそういう時期に今、差しかかってきたのだろうと思えます。

これから出てくる地域の価値というのは、今の統計にはない基軸とか指標になると思うのです。それは明らかに東京の経済指標とは違う、多分地域の人々がそれをよし、それで豊かになっていると思っていることを言葉にしていくし、また客観的な裏づけが必要になる。大変難しいのですけれども、ぜひ動的な変化の収束だけではなくて、根底的に変わっていく時代の先取りをしていくような新たな解決策を一緒に考えていく、そこにこの復興庁の皆さんあるいは有識者がお手伝いできればというように願っています。

以上です。

○伊藤委員長

続けて、では、秋池委員、どうぞ。

○秋池委員長代理

2点ございまして、1つは、まず全体としていろいろなことが着実に進んでいるということは、復興庁の皆様の御努力、地域の皆様の御努力のたまものと思っております。また、それを支えるさまざまなボランティアの方などもいらっしゃるということで心強く思っておりますが、一方、「復興・復旧期間」が残り2年ということになりました。それまで国が前面に出てさまざまなことに取り組んでいくわけですが、一部を除いてだんだんに自立していただくということがございます。

それを見越した残りの2年間という中で、この期間が終わったときに急にエネルギーレベルががっくりと落ちないようにということで、その復興庁の皆様におかれましても、また、地域で主には復興庁の皆様がやっていることを地元の方に受け渡していく、やり方をお伝えしていくというようなことも念頭に組み込んでいかねばと思います。

もう一つは、事例として岩手県を取り上げて恐縮なのでございますが、心のサポートが必要な子どもの必要人数というのが減っていないということがございまして、これは質が変わってきているというお話もあったのですけれども、やはり相当な比率のようにお見受けしますので、この子どもたちを何とかしてあげられないものか、いろいろな試行錯誤もされていると思うのですが、ぜひここは加速していかねばと思いました。

○伊藤委員長

よろしいですか。

続けて、田村委員、どうぞ。

○田村委員

質問を1点と意見を1点です。

質問はこちら、資料1-1、2ページの「(2)住まいとまちの復興」の①のところの1ポツ目に岩手県、宮城県において「復興・創生期間」中に「仮設生活の解消」を示すというようになっておまして、「仮設生活」というのは「仮住まい生活」なのか、「仮設住宅での生活」なのか、「仮設住宅そのものの解消」なのかというのが、質問です。「仮設生活」というのは一般用語ではないような気がいたしております。2018年にNHKの「政治マガジン」で仮設生活という記事タイトルがついて使われたことはあったというように記憶しているのですけれども、「仮設生活」というのが何かどこかに用語として活用されているのかどうか、確認をいただきたい。もう一点、提案ですが、復興庁の存続、ある程度、機能を太くして残してほしいというのが被災3県からの御要望ということで、もっともだなというように思います。平時から内閣府防災のほうでいわゆる「防災」のことは考えているわけなのですが、そこには被災者行政はありますが、復興を平時から考えている部署がありません。ただ、東日本大震災の発生をうけ、今後の大きな地震の災害を予測して、例えば東京都でありますとか南海トラフ地震の被災地として想定されている和歌山県

などでは事前復興計画などを、岩手県、宮城県、福島県の事例を学びながらおつくりになつていたりする。復興庁の皆様方がこれまで培ってこられたノウハウを伝承し、新しい被災地に移植しておくような機能というのを何かしら平時用としても持ち続けることが肝要かと存じます。そのためにもお持ちの機能を存続そして発展的な機能を持たせるような形で考えていただけないか。

○伊藤委員長

今の質問について、どうぞ。

○末宗統括官

1点目の質問のところでございますけれども、ここで言う仮設生活で申し上げますのは、仮設住宅がございますね。それについては全て解消して、そこに住んでいる方々というのが公営住宅なり自主再建などということを目指していくということを念頭に置いているのですが、それ以外に、今、申し上げたのはプレハブ型の仮設住宅で申し上げているのですが、そうでない賃貸型のものとか、そういう方々もいらっしゃるわけなのです。そういう方々についてもできるだけ期間内に解消したいと思っておりますが、実情を幾らか聞くと、そういうように民間賃貸住宅にいる方、特に県外とかに行っている方はお子さんの家庭だとか仕事で、2020年でぴしっと戻りますよということで、御本人の御都合によってはもう少し区切りのいいところまでいたいとかということもあるんで、そこまで20年というのが区切りよくなるかというのは御本人の御事情もある。少なくともプレハブ型の仮設住宅に住んでいる方々は、その前にもう収束させて公営住宅なり自主再建なりにしていくというような意味合いで書かせていただいている。

○田村委員

もっともご認識だと思います。となると「仮住まい生活の解消を目指す」ということで理解しました。「物理的に全部解消する」とも読めなくもないですのでというところが懸念として残ります。以上です。

○伊藤委員長

続けて御発言をどうぞ。白波瀬委員。

○白波瀬委員

御説明、いろいろありがとうございました。

これまでどういうことをなされたかということもよくわかった一方で、そもそも論も感じたのですけれども、大きく2点ほどあります。

1点目は、少々うるさいことを言うようですが、何を復興と見るのか、ということです。

要するに本庁も時限つきということで制度的に位置づけられますけれども、人々の一生というのは何年で終わりということではありませので、被災された皆さんと寄り添う中身自体が非常に複雑化していることを、丁寧に言葉を使うときにも御配慮いただけると大変ありがたいと思います。御本人にとっては「復興が完了」というような言葉を聞くと複雑な気持ちになられるのではないのでしょうか。その点はよろしくお願ひしたいと思います。

2点目なのですが、これも今、申し上げたことと関連するのですが、特に心の問題とも関連して、被災したからということと被災に関係なく例えば加齢に伴う共通のもの、という側面があります。つまり、高齢化が進んでいますので、被災しなくても共通の問題というものもあると思うのです。ですから、当事者しかわからない部分があり、被災地もこれから独り立ちしていくということもあるのですけれども、やはり復興のこれからの姿ということもあります。もとの戻るというようなことではなくて、新しい時代をつくっていくということがございますので、そういう意味でいろいろな人を巻き込むことも大切だとおもいます。そういう動きも少し意識してあるといいかなというように感じました。

以上です。

○伊藤委員長

では、大山委員、どうぞ。

○大山委員

私のほうから、この震災以降、宮城県仙台市の経営強化についてお話し申し上げたいと思うのであります。

震災直後は非常に雇用が失われてどうなのだろうというような危惧があったわけですが、どうあれ復興事業のおかげで、逆に言いますと被災地を中心に宮城県が日本の中でも一番人手不足という形の中で推移したわけでありまして、震災前に比べれば、経済指標で言えば日本の中でも一番成長した都市であると思っているわけでありまして、その中身が基本的にはやはり建設事業、復興事業が中心で景況感がよくなったということでございまして、あと2年少しすればこの事業も全てが終わるわけございまして、俗に言う山高ければ谷深しという言葉がありますので、そういう点では、これから10年以降のリバウンドが非常に我々、危惧をするわけでありまして。

そして、県を挙げてものづくり産業を誘致したわけでありまして、トヨタさんが来ていただいて、それはそれで非常によかったのですが、その他を見ますとなかなか今の日本の産業構造からいまして、この東北の地にメーカーが進出するという環境ではもうないと実は考えているわけでありまして。

その間、今、御案内のように東京一極集中、そして、今、東京の中心部のオフィスビルが非常に不足をする、高騰するという形の中で、仙台経済同友会としましては、一極集中の受け皿として仙台が、まさに新幹線で1時間半でございます。もちろん、福島はもっと

近いのでありますが、それは別といたしまして、そういう形で本社が全部なぜか東京に集約しているのです。

本社の機能はいろいろあるわけでありましたが、バックオフィスの機能というのは地方で十分ではないだろうか。実際、当社がそういうような役割をさせていただいて、そういう意味では、ぜひこの本社を東京から地方、特に交通の便のいい福島であったり仙台に移転をするということをやっていくのが、これからの復興につながっていくのではないだろうかと考えているわけです。

現在、そうしようとしても、残念ながら仙台中心部のオフィスビルが全然不足をすることでありまして、今までの建築基準でいけばなかなか土地がないわけでありましてから、容積率を見直すとか、これからの日本経済の中の形の中で仙台経済がどう役割をするのかというような形で、復興支援という形の中でそういうような見直しもいただければ、しっかりと東京の受け皿として仙台が貢献できるのではないだろうかなど考えております。私から以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。  
続けて御意見、どうぞ。

○松本委員

基本方針、1-1という資料について1つ意見がございますが、原子力災害のところを見ますと、風評払拭という言葉が出てまいります。前回の委員会でも申し上げたのですが、風評払拭と風化は表裏一体である。原子力災害については風評が払拭されるべきなのですが、この東日本大震災で最多の数の犠牲者を出した津波の被害に関しては風化が防止されなければならないと思います。したがって、残り2年の基本方針の中にも風化の防止を入れるべきではないかと思ひますし、また、復興庁の後継組織のあり方を考える上でも、この津波被害に関する風化の防止は重要な一要素として考えられるべきではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○伊藤委員長

続けてどなたからですか。  
では、若菜委員、どうぞ。

○若菜委員

資料1-1の9ページなのですけれども、ここにコミュニティー形成が②の中に入っているのですが、今、岩手県の沿岸でもなかなか自治会の再構築が思うように進んでいなく

て、被災地以外でも今は住民自治の再構築というか活性化というのはやはり行政との協働がないとなかなか進まないという事情があります。

そこで、②で「心のケア等の被災者支援」と書いてあるのですけれども、広くそこに住み続けていくためには、安心・安全の確保には町内会というか、お隣同士、互助の力というのが重要で、心のケアだけに押しとどめるのではなく、できれば別に⑧というような形で住民自治の向上による安心・安全な暮らしの構築というようなものも入れていただくと、より復興に向けて、前段のところに企業、大学、NPO等の多様な主体と書いてあるのですが、これをきちっと方向性として明確にしたほうがありがたいなと思っておりますので、できれば再考いただければと思います。

○伊藤委員長

続けて、では、白根委員、どうぞ。

○白根委員

白根です。

今、皆さんからも言われていましたけれども、やはり私も大事なものは後継組織だと思います。この復興推進委員会で事務局の皆さんが様々な観点で復興をどう加速させるかということを考えられた来たわけで、そこに蓄積されたノウハウは膨大であるだろうと思います。このような大きな復興を要することは今後ないことを祈るわけですが、やはり、残さなければいけないものはきちんと組織として蓄積していくべきだと思います。

10年を1つの区切り、スパンとして考えるというのはわかりますが、これからも蓄積をされていくという機能をぜひ残していただきたい。児童の心のケアとか、まだまだ見えない、これからどうなるか、どれだけ時間がかかるかわからないという長期レンジの課題もまだありますから、それらも含めてぜひ残していただきたいなと思います。

以上です。

○伊藤委員長

では、岩渕さん、どうぞ。

○岩渕委員

どうもいろいろと立派な資料をつくっていただいて、ありがとうございます。

まず、個人的にすごく考えるところが、先ほど若菜委員が言った安心と安全についてです。安全については、例えば大学なりがある程度ここまでいったら安全ですという指標を科学的に決められるのですけれども、安心というのは、どこまでどうしたらいいかわからないというところがあって、だから、原子力の問題もそうですが、スレッショールドというか、しきい値を設定して安全ですと言ったところで、市民によっては、まだ安心でき

ません、という人もいるという。だから、そこの安心をどういうように確保していくかというのが多分、次の仕事かと思えます。要は心の問題になってくるわけです。意識の問題になってくるので、そこが本当に非常に重要ななと思えます。

2点目は、大山委員と重複するのですけれども、先日、岩手県の今後10年間の県民計画をつくったところです。産業振興の中で復興特需と言えばそうなのですが、それが終わった後のビジョンがなかなか見えていないということで、だから、雇用情勢が改善してきたと言っても、今後レギュラーに続いていく新しい産業が芽生えたというよりも、復興に依存した一時的な事業の影響が強い現在の状況では、例えばインフラ整備が終わりましたというタイミングで、どんと下がることについて注意はしておかなければいけないのかなと非常に強く感じています。復興期間の10年目が見えてくるにあたり、復興について政府に依存するだけではなくて、個々の人たちが自立して行かなければいけない。これを、こういう基本方針の中に書けるかどうかわからないのですが、政府に対応や予算を要求するだけではなくて、自分たちもちゃんと自立して頑張りますよというようなこと、それが「新しい東北」にも絡んできているのですが、ぜひそういうことで、お互いに励まし合いながらつくって行って、残りの2年間を仕上げるというようなことがいいのかなと思えます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

一通り御意見いただいたのですけれども、もしまだ追加で知事も含めて何かあれば。よろしいですか。わかりました。それでは、基本方針骨子案に対して追加でまた御意見がございましたら、23日の水曜日までに事務局のほうに御連絡いただきたいと思えます。

続きまして、第二部として復興にかかわる優良事例のヒアリングを行いたいと思えます。説明者が入室いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。

(説明者入室)

○伊藤委員長

それでは、まず、一般社団法人パーソナルサポートセンター、理事の菅野拓氏から御説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○菅野氏

よろしく申し上げます。パーソナルサポートセンターの理事を務めさせていただいています菅野と申します。

実は、食いぶちは、私自身は研究者でございまして、神戸の防災の研究機関で人と防災未来センターの研究員も務めております。今日はパーソナルサポートセンターの立場でと

いうことでお話をさせていただければと思っております。

では、1枚めくっていただきますと、パーソナルサポートセンターの概要を載せてあります。実は震災で非常にいろいろ仕事をさせていただいた団体ではあるのですが、設立は3月3日、震災の約1週間前に立ち上げをした団体として、当初、パーソナルサポートという言葉は今だと生活困窮者の自立支援などで使われている概念でございまして、例えばホームレスの方とかDVの被害の方とか、そういった方々に伴走型の支援を行うというところでやってきた団体です。なので、実は仙台を中心として困窮者の支援であるとか子どもの支援、障害者の支援、地域福祉のことをやっている団体などと一緒になってつくっているのがこのセンターでございまして、センターの構成というところにいろいろな団体が入ってございます。

言葉は変ですけども、被災者生活再建支援の各種事業の受け皿になっていったようなものが今のパーソナルサポートセンターということでございます。次の事業のところを見ていただくと出てきますが、さまざまここでも宮城県さんなどとも協働させていただきながら、実は就労とか居住とか生活の支援を軸にして被災者の生活再建支援とか生活困窮者自立支援をトータルに今も実施をしております。初期はほとんど被災者の生活再建の事業をしていたのですが、生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援制度というのが平成27年4月からスタートして、一部をそちらに乗せかえるような格好で、いわゆる平時の社会保障の事業もやりながら、足らずの部分を被災者の生活再建支援の事業をやってきたというところでございます。

なので、就労のサポートについて、特に、20年以上引きこもっていて働いていませんとか、ホームレスの方といった困窮者、当然、被災者の方も家だけではなくて仕事を失ってしまった人などのサポートをずっと続けておりました。そのノウハウをずっと蓄積して今もやってきたということでございます。

では、団体の紹介はこれぐらいにしまして、今日、お話ししようと思っっているのが災害ケースマネジメントみたいな言い方で呼んでいる事でございます。被災者の生活再建支援のやり方でいろいろなところから学びながら、やはりこうかなと思っつつくってきたものを御紹介できればなと思っっています。

3ページ目に災害法制の部分を書かせていただいております。日本は古い法律で災害対応をやっているというように理解をしております。災害救助法が1947年にできていて、ある種の生存権保障、絶対的に住宅が不足しているようなときにつくられた法律でございますので、弱者援護を中心にやってきたわけだと考えています。伊勢湾台風以降は災害対策基本法とか激甚法みたいなもので、要は、ハード整備はちゃんと国の補助がアップするよという枠組みでやってきて、阪神・淡路大震災を迎えてしまうということです。

ただ、よくよく考えてみると、例えば介護保険法とか障害者自立支援法とかホームレス自立支援法といった最近の社会保障関連法というのは阪神・淡路大震災より後に全部できているのです。いわゆる厚生労働省の方が言う措置から契約へという流れの中でできた法

律。今風の社会保障というのは実はそこで全部生まれていて、災害のところと結びつきがほとんどなかったという状態でありました。要は、その結びついていない部分を何とかやってきたというのが我々のやってきたことかなというように思っております。

次のページを見ていただくと、本当に簡略した現行の被災者支援の仕組みを書いています。どうしても行政から見ると被災者というものでまとめることが少なくなっているのですが、被災者側から見るとこんな感じに見えるというものです。震災の初期というのは避難所等で避難をされてらっしゃるわけで、そこでいろいろな救助をします。そのときは家の被害であっても人的な被害であっても収入が減少していたとか失業していたとしてもみんな来ていいよという話になっているのですが、現行だと罹災証明、いわゆる家の壊れぐあいをベースにして、例えば被災者生活再建支援法、あとは災害救助法に基づく仮設住宅が供与されていくという枠組みになっています。

そうすると、では、お仕事の部分はどうなるのかとか、震災の後見える化してしまった引きこもりの人たちは仮設住宅にずっととどまるのかとか、そういった部分がなかなかクリアできない。そういったところをあの当時ですと地域支え合い体制づくり事業とか、緊急雇用創出事業などをつかって、いわゆる支え合いの世界、生活再建支援員などと呼ばれる人たちでサポートしていきましょうということになりました。今も恐らく西日本豪雨などで支え合いセンターという形で、そういったものが動いているという理解をしています。

1枚めくっていただきますと、ある意味では住宅の壊れぐあいというのがある種災害で救助を受けられるかどうかの基本になっていたわけなのですが、実は仙台などを中心に被災者の実情を見ると、実はそんなこともないわけなのです。

何が問題だったか。もう端的に言うとお仕事がない。要はお金がないから暮らしが取り戻せないという人たちがいっぱいいたというのが仙台市でした。仙台市は雇用環境がずっとよいですので、これは多分仙台市だけではなく、東北全体に広がっていたことだとは思いますが、例えば仙台市の一例を見ますと、完全失業者というところを見ていただくと、2012年でみなし仮設で19.2%、2014年も13.7%と、あるアンケート調査でとったものですが、いらっしゃったわけです。その当時、一般には2010年で大体5.7%、震災関連の事業が始まりますと復興需要が出ますので建設労働などはすごい高まりますので4.8%ぐらいだったと思いますが、それと比べて非常に高い失業率であった。そういう人たちが困窮していたので、いわば被災困窮者の問題をどう解決するかというのが仙台の課題であったということでございます。

次のページを見ていただきますと、では、いわゆる家の壊れぐあいと失業率などをクロス集計でとってみると、当然ながら何も関係がないわけです。全壊でお仕事を持っている人と、家はそんな壊れていないのだけれども、家が使えなくなってしまって仕事もなくなってしまった人。どちらがしんどいかというと、制度が少ない仕事の問題がしんどかったわけです。そういう人たちがいわば仮設住宅に長くとどまっていくということでありました。

なので、どうしても住家被害に基づくような家を提供していきましょうという施策では効果的ではなかった状況があったということです。なので、どのようなことをしたかというのが7ページ以降のところになってございます。

最初は当然よくわからなかったところからスタートしました。きっとプレハブの仮設住宅がいっぱい建つのだろうなど震災初期は思って、そういうところで孤独死とか自死が出るよねというのが阪神・淡い大震災以降の一つの教訓でございましたので、やはり見守りとかをやっていかなければいけない、となりました。

実は仙台市さんと一緒にやることになったのですが、ある意味、ふたをあけてみますと、一般のアパートを利用したみなし仮設に8割以上の方が避難しているというのが仙台市という地域でございました。なので、そういうところを見守りしていてもというか、そもそもどこに住んでいるかですら、NPOの世界からわからない。当然、行政の方々はリストを持ってらっしゃるわけですが、いろいろな人がいろいろなところに入居されているわけで、簡単には回れない。そういう状況でした。なので、呼びかけ型のサロン活動などを仙台市もやるのですが、本当に心配な人たちは出てこないという状況が続いていました。

ここで、仙台市ではどう考えたかという、もうこれは行かなければしょうがないと考えて、実際に訪問活動を全戸にスタートするというかじを切りました。それが下側の世帯単位の支援というところに入って行くわけですが、規範的に全世帯向けに就労支援をしたのですが、就労だけではなくて何かいろいろ困りごとがあるなということで、仙台市で被災者生活再建加速プログラムというのを走らせて、要は世帯を支援が必要な人とそうでない人に分類して、支援が必要な人には個別に支援計画を書いて支援していきましょう、となりました。伴走型支援と呼んでいます、そういうことをやるようになったということです。

その次のページを見ていただくと、通常はそういうものを災害ケースマネジメントと最近では呼ばせていただいておりますが、例えば仙台市さんですと生活再建可能世帯、日常生活支援世帯、住まいの再建支援世帯、その掛け算の日常生活・住まいの再建支援世帯という4分類に分けて支援をしていきました。

要は一番上の方が情報提供だけしていれば、端的に言うとも再建していただくだろうなという方です。

日常生活支援世帯は、再建は恐らく問題ないのですけれども、ある種、日常的なケアが必要な部分が見える化してしまった方。高齢者であったり、障害者であったりということですが、そういうところの平時の福祉の世界が必要だよなという方です。

住まいの再建支援世帯は、言ってしまうとここに就労とか資金面とか家族関係と書いていますが、要はお仕事が無かったりとかお金が無かったりから次の住まいの見通しがなかなか立たない方が多いです。

2番目と3番目の掛け算が一番下に来るということで、特に住まいの再建支援世帯と日常生活・住まいの再建支援世帯と下2つをちゃんとやっていかなければいけないというの

が仙台市と一緒に考えてきたことでした。

次のページを見ていただくと、その分類を書いています。端的に言うと支援策や対応という色がついているところを見ていただくと、全体には継続的な状況調査とか支援情報の提供となっていますが、例えば2つ目のオレンジのところには戸別訪問の実施とか心配なので見ておきましょうとか、地域保健福祉サービスというのは、いわゆる普通の平時の福祉事業などを使ってサービスをしていったりしているわけです。3番目と4番目は個別に一個一個にどういうサポートをする必要があるのかというのを書いていて、メニューはそれこそ見守りであったりとか、就労支援であったりとか、いろいろなメニューを組み合わせると効果的な生活再建を促していくというプランをつくっていったということになります。

もっと詳しくそのやり方を見ます。次のページです。やり方、流れが書いてございます。端的に言いますと個別世帯のケースデータをどんどん蓄積していった分類していった個別に考えて支援を組み合わせましょうということです。最初はシルバー人材センターの人が回って、ケースデータを入力していった、分類して、真ん中の被災者生活再建支援ワーキンググループというところで区役所の福祉の部局とかまちづくりの部局、あとは社会福祉協議会であるとかPSCとかのNPO、赤で書かせていただきましたが、そういうところが入って一緒になって生活再建のための個別支援計画、プランを書いていくわけです。福祉の世界で言うケース会議と言われるようなものをしていました。

さまざまなメニューというのが一番右側にありますが、組み合わせで、それも実施者も実はいろいろな人がやっていて、役割分担をして生活再建を促していくという方法をとりました。特に今ですと青で囲っている健康支援とか就労支援というものが平時の施策です。緑で囲っているものが、いわゆる特別予算、災害時のお金でやっているものですが、そういうものを組み合わせ、できるだけ平時の施策に移行させながら再建をしていきたいと思いますという考え方でやってきました。

まさに11ページを見ていただきますと、こんな感じでモデル化できるのが今回の仙台市、宮城県を中心とした部分で生まれたある種の取組なのかなと整理させてもらっています。これが災害ケースマネジメントと呼ばせていただいているものでございます。個別世帯の状況に応じて伴走型の支援をしましょう。多様な主体が連携して平時の社会保障も含めて多様な支援メニューを組み合わせ、本当に個別に支援をしていきましょう。こういうことを考えてやってきたということでございます。これはまさに災害救助、どちらかという弱者の支援という部分から平時の制度にだんだんとスライドさせていった連携させていく、このような感覚で支援を展開していたということになります。

12ページを見ていきますと、困窮者支援由来の伴走型支援と書いていますが、やってきた側としては、医療の言葉で比喻させるのはどうかという話もあるかもしれませんが、ある種かかりつけ医みたいな役割でいろいろな人でケースワークしながら、この人はこういう課題があるのだねということ把握すると、専門的な解決機関、専門医などにつないでそこを解決する。これを段階的に踏み分けていった、まさに階段を上っていくような形で

生活再建を促していきましょうという取組です。こういう問題を抱えているのだから、この人たちには一律これというわけではうまくいなくて、その順番であるとか組み合わせ方というのはやはり人それぞれ違うわけです。それをうまく伴走型でサポートしていこうというのが伴走型支援と言っている部分でございます。

最後の1枚でございます。実は、ある種の教訓としていろいろな地域でもうこういったやり方というのが採用されていっている現状があるかなと思っております。東日本大震災ですと仙台市で最初にやり始めて大船渡市、北上市、名取市といったところで採用され、平成28年の岩泉の水害のときでも岩泉町ですとずっとやってこられました。熊本地震でも実は熊本市で最初に採用され、県でも結局全体でやっているということになっております。鳥取県などでは危機管理条例で条例化するような取組もスタートしていて、平成30年7月豪雨、西日本豪雨などでも支え合いセンターという形で、ほぼこういうスキームが走っているという状況になってございます。

まさに、災害ケースマネジメントと我々が呼んでいるもの、つまりは災害時の施策から平時に連動させて、また個別で、伴走型で支援していくというものは、ある種教訓的に受け継がれていっているのかなというように考えております。

これで発表を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

続きまして、株式会社バンザイファクトリー、代表取締役の高橋和良様から御説明いただきたいと思っております。

#### ○高橋氏

株式会社バンザイファクトリーの高橋です。

本日、私は陸前高田市から来ました。自宅が陸前高田市にあり、去年、工場を大船渡市に建てました。

うちの会社は震災復興関係の助成金とか補助金とかをほぼ受け取っていない会社で、基本的には自己資本ですとやってきました。去年工場を3棟建てたのですけれども、それだけは総務省さんからの支援も受けて建てました。今日、呼ばれたのは、どうやってゼロから被災地で仕事を立ち上げてきたのかを報告すればいいと思っておりますが、ばりばりの岩手県弁なので分からないときは許してください。

1ページ目に行きます。まず震災後に心に決めた目標なのですけれども、私は、若い時に神戸の震災とか奥尻の震災とかを支援させていただきました。今回、私のふるさとの岩手県がああいうようなことになったのですが、そもそも私のふるさとの岩手の地方のまちというのは過疎地だったのです。過疎に向かっているのです、そういうところに津波が来て復興しても結局はどんどん衰退するのではないかなと思ったわけです。そこで、心に決め

たのは、その過疎地でいい商品を作っていい仕事を創り出せばまちが生き生きするのではないかな。それをやりたいと考えたわけです。

2つ目は、取り組む分野の特定なのですけれども、マーケットインというのでしょうか、どこかで売れているモノと同じものを作ることは安く作ることになるので、一生懸命努力して原価をかけても採算が合わなくなるだろう。やはりプロダクトアウトでいくしかないな。まずはいい商品をつくるということと、高齢者のことを考えなければなりません。大体私の周りの大船渡と陸前高田の年金は国民年金なのです。国民年金の平均支給額は役所の方々から聞くと大体3万5000~6000円ぐらいなのです。割と結構安いというか、そうなのです。

そうすると、旦那さんも生きていて夫婦2人の年金があり、家も残っている生活者がいる一方、流されて自分1人になって家を再建しないと、災害公営住宅に入って月々3万何がしの年金生活になります。それが自分の母親みたいなもので、見ていると結構厳しいなと思いました。まずそういう人たちが負担なく働けて、楽しくて、3~4万の仕事になって、合計8万ぐらいが手に入って、「良かったな、社長さん」と言われたら幸せだなと思いました。

そして、三陸の強みというのはあるのかないのか。ここを調査しようと考えました。ここで、結論は「ワカメ」と「椿」と「木工技術」に入っていきます。次はうちの工場を視察型にして、地元の子どもたちや小中高校生にこの技術の教育をしていくことに取り組みました。

次に2ページに行きます。まず、震災訴求型というか、悲しみを前面に出した商品というのは、一瞬は売れるのですけれども、必ず落ちるだろう。それは神戸を見た時もそうでした。神戸の復興は元神戸新聞の関係者に聞いたら65%ぐらいだと言っていました。奥尻はもっともっと低かったです。もう長野に至ってはというと、皆さん御存じの通りだと思います。ということは、長期的に売れるモノを作らないといけない。長期的に売れる商品を作るためには研究開発しかない。なので、研究開発にまず5年間を投じることにし、自分の家売って生命保険を全て解約して億というお金を用意して事業を始めたというのが震災後でした。

次に、地域資源です。やはり地域資源だよな、どこにでもあるのを使ってもだめなのだ。地域に残っているものを使おう。それは何だろうと探してみることに取り組みました。

その次がストーリーです。やはり何か心を打つストーリーがないとだめだよな。このストーリーを何とかして創ろう。まずこういうことになりました。

大量販売・大量生産・低価格ではなくて付加価値を見出そう。

次に3ページ目になります。2年半の調査をやりました。社員を8人ぐらい雇って、2年半、現地調査を行いました。商品を作りながら調査したのですけれども、まずワカメ養殖の発祥の地が大船渡だったということを知りました。これは大きいな。国産ワカメの70%は岩手三陸と宮城県北部の三陸で作られているということが分かりました。これはすごく

大きいな。ということは、日本のワカメの生産量の大半が三陸産だということになる。

次は「椿の里構想」というのが大船渡市にありました。みんな椿の里構想というのを知っていたのですけれども、一体それは何だという地元の市民の感じだったのですが、実は52年前から「椿の里構想」ということで大船渡市内のいろいろなところに椿の木を植えることをずっとやっていました。それから23年間、市内に子どもが生まれると椿の苗木をプレゼントして、皆が庭に植えるということをやっていました。これは強烈に良い文化だと私は感じました。

私はもともとITの分野を専門としており、2011年からは三重大学でユニバーサルデザインを勉強し始めました。それを何か形にしたいなと考えました。

次の5ページ目に行きます。

私はいわゆるよそ者なので、なかなか地元の協力というのは得られなくて、若い漁師さんや30代前後の漁師を見つけては、家に呼んできて高級なワインを一生懸命飲ませて仲良くなって、船に乗せてもらって、ワカメの現場を4年間ずっと見てきました。ある時にすごくおもしろいことが分かって、この5ページの図の右側に書いてある天然ワカメというのは茎の部分がないのです。メカブと葉っぱがあるという感じなのです。他方、この養殖ワカメが三陸で発明されましたが、ロープに種を植えて、メカブですね、どんと沈めると葉っぱが光合成をしたくてどんどん上に伸びていくというような感じだったのです。

それで、この茎みたいなものができた。要するに木のようにできていたのです。それは場合によってはのこぎりで切るとか、木を切る剪定ばさみでないと切れないぐらい固いものでした。よって、これはどれぐらい未利用なのか、または捨てられているかについて全く調査できていないのですけれども、数百トンとかそういうレベルではないと思います。

これをもしかして商品化したら漁師も喜ぶし、収入になってくる。それも高付加価値を付ければ、今度、加工業者として何とかなるのではないかと思います、丸々5年かけました。

それでは7ページです。まず1つ大きなことを見つけました。この部分にアルギン酸の含有率が高かったのです。私は医療関係にもずっといた人間なので、アルギン酸というのは血圧を下げたりする薬等に使われることを知っていました。そのほとんどを昆布から抽出しています。アメリカとかヨーロッパにはアルギン酸をサプリメントにして知的権利を得ている会社は何社かあって、日本では1社だけしかないのです。自分たちは養殖して全て昆布から作っていたのですけれども、結局は養殖したおかげで茎みたいな部分ができ上がったという話なのだと思うのです。もともと無かったもの、これだと思いました。これはかなり可能性があるなと思いました。

まず個人のお金で、余りを使ってまず煮物を作ろうということで、8ページの「わかめ大黒柱」という商品を作りました。これは日本で初めてだと聞いており、いろいろなところに聞いて歩き、百貨店からも聞いているのですが、「精練された食塩と砂糖と添加剤を使わない煮物」で、実質的には1年以上の賞味期限を実現したのは初めてなのです。今、

だいぶ高い評価を受けています。売り出したばかりなのです。

これを作るのに何を苦労したかというと9ページに挙げてあります。まず11人で2013年から始めたのですけれども、製錬した白砂糖と食塩と添加剤を使わないよと言ったときに社内からえらい反発が出ました。特に年寄りたちから、社長さん、砂糖と塩を使わないでおいしいものなどはできるわけがない。うちの社長は頭がおかしくなると、かなり相当苦労しました。それで白砂糖を使わない代わりに自然由来の甘味料を使っていこう。要するに、精錬された食塩が高血圧を誘発しているというのは厚生労働省でも言及しているので、それを何か解決したいな。添加剤を使わないようにしよう。

この3つは日本がやはり高齢者社会になってきているのですごく気にしているということがあったのですけれども、なぜ研究開発が大変かというのは、お金とかそういうものだけではなくて社員の理解が必要なのです。私はベンチャー企業でIT企業に勤めてきたので、やはりそこそこの大学の工学部、またドクターを取っている人間を集めて会社を作ってきた人間だったので、ベンチャー企業をやるぞという何をやるかがよく分かるわけです。なかなか人がやらないことに挑戦するということに生きがいを持って来る人々が集まるので挑戦してくれるのですけれども、私も岩手の三陸の田舎だとそういう人がいないわけです。まず高校しかない、大学もない、専門学校もない。そして、勉強する人は出ていくのです。だから、料理というのは母親から教えてもらった料理を作っているわけで、砂糖を使わないと言ったら、もうすごい反発を受けるわけです。何でそんなことをするのですかと言うのです。

2年目、めちゃめちゃおいしくなったのです。やったと思ったら、隠れて砂糖を入れていた。しょうゆを入れていたのです。社長さん、かわいそうだと、2年やってもおいしくならなくてと。絶対やらないでくれと、頼みました。これは研究開発なのだと。研究開発は何たるかというのを教えていくのがすごい田舎で大変だったのです。

今、私は何をやっているかという、小学校、中学校、高校生の工場見学を通じて、研究開発というのはどういうことかを一生懸命に学校の生徒さん達に教えているのです。

次は、そういうものができたので、去年から、全て復興庁さんのおかげなのですけれども、「結の場」というところでこういった商品ができましたよと、大黒柱というのができましたよと、こういうように製錬の食塩を使っていませんと説明したら助かったと。旅行者が高齢者になってきて、やはり塩分とか糖気を気にするのです。そういうものに手を付けなくなってきている。これは本当にいいなと、よくそんなものを作ったねと大好評で、やはり研究開発というのは田舎になればなるほど進めていかなければいけないなと強く思いました。

あと椿茶という椿のお茶も作ってみました。これは高齢者が葉っぱを拭いていけばお金になるので、先ほどのとおりです。少しでも楽にきれいなモノを作ろう。デザインをイギリスに発注してきれいにしたら、地元の若い子が一生懸命買って送るということになり、大変仕事になって受注に生産が全く追いついていないという状況です。

あとiPhoneケースなのですけれども、これも今、受注に生産が全く追いついていないというすごく格好いいことを言っているのですが、地元にはやはりデザイン会社がないので武蔵野美術大学というところに飛び込みで行って、産学協同連携をやってくれないかと頼みに行きました。産学協同連携をやりましょうということで2年間やって、そして、デザインをして製品化して売り出した。こういう経緯です。

最後になります。一番苦労話の中で多いのは、地元の銀行が担保保証人がいる条件でお金を貸すので、ベンチャー企業に対しての金融政策が非常につらいです。例えば頭取さんが格好いいことを言って新聞に出ても、現場では部長さんたちがだめだと担保をとれみたいな感じになる。これはすごい厳しいな。そういうのをきちんとやっていってほしいなと思っています。

あとはやはり人とネットワークです。こうやってICTを使い、離れた大学と産学連携することによって、私がいる小さな町でも一万いくらかするケースが受注に生産が追いつかないという状況になることができます。やはりそういう産学連携、つまりICTを使った得意な分野を持っている大学と連携するというのはすごく重要です。その例が今回、産学連携学会の論文誌に載りますので、参考に添付しました。

大体こんな感じなのですけれども、最後に、復興庁さんの支援によってコンサルテーションを用意していただいて、今説明したような枠組みを全部創ったので非常に感謝しています。どうもありがとうございました。

#### ○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの菅野様と高橋様の御説明につきまして、委員の皆様から御意見あるいは御質問をいただきたいのですけれども、時間が制約されて、何人ぐらい御発言がありますか。感想でも結構です。では、あとほかによろしいですか。では、お二人、まずいただいて、それからお答えいただくということで。

#### ○村井委員

1つ質問なのですけれども、菅野さん、どうもありがとうございました。特に仙台市に災害ケースマネジメントを頑張っていただいて、ありがとうございました。これだけしっかりと細かく対応するとなると、そちら側の人手の問題というのがあると思うのです。この点について、どのような対応をされているのかということをお聞きしたいと思います。

また、今、AIの技術が非常に発達していますので、これはAIとうまくくっつけたら負担が軽くなるのではないかなという思いがあるのですけれども、そういう研究もなさっているのか、その辺も教えていただければと思います。

#### ○伊藤委員長

大山さん、どうぞ。

○大山委員

では、私、高橋さんに。大船渡に人材育成道場があり、大船渡だけで卒塾生が50人超えておりまして、高橋さんは、その人材育成道場をご存知なかった。

○高橋氏

よく知っていました。

○大山委員

参加はされなかったのですね。

○高橋氏

もう経験があるのだからもう十分でしょと言われました。

○大山委員

せっかくですから、そことも連携すれば、本当にストーリーどおりやっただいてるので、私、感銘を受けているわけですがけれども、そのような大船渡でこのようなベンチャー魂を持った若者がおられたということで、非常に我々としてもこれからも連携をしながら支援をしていきたいと思っていますので、敷居は非常に低いですから、そう言わずにぜひ来てください。

以上です。

(渡辺復興大臣入室)

○伊藤委員長

では、まず菅野さんからどうぞ。

○菅野氏

1点目の人手の問題からです。仙台でやるときは比較的NPOが多い町でしたので、専門知を持っている人がいた。ただ、当然、その人たちがいっぱい回るわけにはいけないので、かなり積極的に人材育成に投資をしました。要は知っている人たちがちゃんと教えられる構造を使って、多くの費用は緊急雇用創出事業などを使うと半分ぐらいはいろいろ事業に使えるわけですが、そのうちのまたかなりの部分を教育研修に充ててきたということでございます。そうやって人をつくって、今でもある種、ソーシャルワーカーを宮城県内にどんどん生み出していっているような状況をつくっているというのが実際のところですよ。

ただ、やはりほかの災害のところでそういうわけにはいかない部分もありますし、実際、御指摘いただいたところは課題中の課題でございます。行政同士ですと応援の技術職などのやり方というのはあったかと思うのですけれども、やはりこういった福祉の分野というのはほぼ応援がない状態で、地元で雇用するというむちやをせざるを得ない構図になっていますので、そこはやはり今後、解決をしていかなければいけない。例えば自治体であるとか社会福祉協議会同士であるとか、そういった事業を受けているところ同士の人の応援や受援のことをやるというのは非常に大事なポイントかなと思います。

あとAIの部分なのですが、実際、業務が軽くなる部分はあるかと思います。研究をしているというわけではありませんが、やはり一定のパターン、例えばこういった人はこういうことを解決しなくては生活再建に結びつかない、とういったことがやっているうちに出てくるなというのが実感としてございます。そういうパターン抽出の部分にAIを入れると、かなり業務を効率化させる部分はあるかと思いますが、最後は人と人とのある種のケアの部分になりますので、そのインターフェースを全部機械化することは難しい部分かなと思っております。

○伊藤委員長

高橋さんは何か。

○高橋氏

自分ではいい商品だと思っているのですけれども、よかったなと思うのは、地元でこんな1万円とか2万円という商品を作っているところはないのです。そういうものが売れてくると、働いている若い社員がすごく誇りを持って、周りに自慢しているというのがあって、地方の再生にはそういうことも必要だなというのと、例えば会社のホームページとかそういうのもすごくきれいに作らないといけません。うちの社員たちに聞いたら、あなた、仙台に勤めたことあると言われるそうなのです。

手前味噌なのですけれども、うちのホームページが格好いいからだと思うのですけれども、いやいや、大船渡だよと言うと、大船渡にそんな会社があると言われる。やはりそういうことが復興へのすごい自信につながっているのではないかなという感じがします。以上です。

○伊藤委員長

どうぞ。

○大山委員

人材育成道場に入っていたら、金融の件はほとんど苦労されずにスムーズに行ったと思いますので、ぜひ大船渡の市長さん、戸田市長さんと一緒に連携をしていただけれ

ばとっていました。

○伊藤委員長  
では、短く。

○松本委員  
ぜひ高橋さんにお聞きしたいのですが、銀行の資金の出し方について御意見がありました。そういうことで、自分で事業を起こそうとすると高橋さんの場合には御自分のお金でなされた。「結の場」は活用されたけれども、資金の調達に関しては例えば復興に係るさまざまなメニューはお使いにならなかった。

○高橋氏  
使えなかったです。

○松本委員  
それはどういうところが不備だから、または足りないから、復興に係る補助は受けずに自分のお金、または自分で保証を出して、自分で担保を出してということになるのか。

○高橋氏  
率直に申し上げますと、やはり「被災者」と「被災企業」と「被災の時に被災県にいたかどうか」というのが必ず条件にあるのです。私は2011年から取り組んでいるので書面に書くわけですね。例えば、研究開発で言うと、この機械を買いたいだけでも高いわけです。5000万とかします。そこで申請書類を出すと、県のどこかの組織から条件のどれかにひっかからないと難しいですと言われるわけです。

○伊藤委員長  
すみません、時間がそろそろ来ますので、第二部はここまでとさせていただきたいと思っています。

菅野様、高橋様、本日は貴重な話をいただきまして、ありがとうございました。御退席いただいて結構でございます。

○菅野氏  
ありがとうございました。

○高橋氏  
ありがとうございました。

(説明者退室)

○伊藤委員長

本日もさまざまな御意見をいただきました。復興庁におきましては、これらの意見を踏まえまして復興に取り組んでいただきたいと思います。また、基本方針につきましては、本日、骨子案についていただいた御意見を踏まえて、次回、見直し案について議論ができるようお願いしたいと思います。

それでは、本日の議論を踏まえて、渡辺大臣から御発言をお願いしますが、ここで報道関係者が入りますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○伊藤委員長

それでは、渡辺復興大臣より、一言御挨拶をお願いします。

○渡辺復興大臣

委員の皆様方におかれましては、本日も貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございました。

私はかねてより、東日本大震災の復興過程において蓄積されたノウハウの重要性を主張してまいりました。そのことを踏まえ、本委員会においても伊藤委員長と御相談の上、今回より二部構成とさせていただきました。

具体的には第一部において、これまで通り、通常調査審議をいただくこととし、第二部においては被災者支援、まちづくり、産業・生業等における復興の取組の優良事例についてのヒアリングを行うことといたしました。

本日の委員会においては、まず、第一部において、「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の骨子案について御説明し、各委員から貴重な御意見をいただきました。本日お示しした骨子案は、残り2年余りとなりました復興・創生期間内における取組、復興・創生期間後の復興の進め方の両方を盛り込んでいるところでございます。本日の御意見を踏まえ、次回の推進委員会においては、基本方針の案をお示しし、御議論をいただきたいと思います。とっております。

年度内には基本方針を見直し、復興・創生期間の残り期間において復興をさらに加速化させていくための取組を盛り込むとともに、復興・創生期間後の復興の進め方について、後継組織の在り方を含め、一定の方向性を示してまいりたいと存じます。

また、第二部において被災者支援に係る優良事例として、一般社団法人パーソナルサポートセンター理事の菅野拓氏、産業・生業の再生に係る優良事例として株式会社バンザイ

ファクトリー代表取締役の高橋和良氏より、それぞれの取組や、そこから得たノウハウなど、貴重なお話をいただき、意見交換を行ったところでございます。

今後とも現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、地震・津波被災地域の復興の総仕上げ、原子力災害被災地域の本格的な復興・再生に向けて全力で取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましては、引き続き復興庁の取組に対する御指導、御助言をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○伊藤委員長

どうもありがとうございました。

それでは、報道関係者はこれで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○伊藤委員長

それでは、本日の委員会を終了します。

この後、本日の委員会の概要につきましては、事務方からブリーフィングを行います。

また、議事要旨を速やかに公表したいと思えます。

議事録につきましても、これまでと同様に1カ月を目途に作成の上、公表いたしますので、委員の皆様におかれましては内容の確認に御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして第28回「復興推進委員会」を終了いたします。どうもありがとうございました。